

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業の目的

要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

2. やすらぎ園在宅介護支援センターの概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	やすらぎ園在宅介護支援センター（居宅介護支援事業所）
所在地	千葉県旭市イ3925番2
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（千葉県1272000025号）
サービスを提供する地域	旭市

(2) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名 (兼任)
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	1名以上 うち1名以上は常勤

(3) 営業日・営業時間

月曜日～土曜日 午前 9時00分～午後 6時00分

(ただし、12月31日～1月3日までを除く)

※電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

※電話番号 営業時間中 0479-63-9011

営業時間外 090-9294-0158

3. 当事業所が提供するサービス

指定居宅介護支援の提供を行います

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者、医療機関等との連絡・調整
- ③サービス実施状況の把握・評価
- ④利用者状態の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦介護保険施設への紹介
- ⑧相談業務

4. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(月単位)

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1,086 単位	居宅介護支援費Ⅰ 1,411 単位
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 544 単位	居宅介護支援費Ⅱ 704 単位
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 326 単位	居宅介護支援費Ⅲ 422 単位

※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること)が講じられていない場合は、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。

※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。

※ 当該事業所の建物と同一の敷地内の建物若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該

事業所と同一の建物に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)の利用者にサービス提供を行った場合は、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定します。

	加 算	加 算 単 位	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	300 単位	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	250 単位	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位	
	退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位	
	通院時情報連携加算	50 単位	病院等で医師等の診察を受ける利用者と同席し、医師等に情報提供等を行った場合(1月につき)
	特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位		
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位		
特定事業所加算(A)	114 単位		
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)	
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	在宅で死亡した利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合	

	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）
--	-----------------	--------	---

※ 介護職員等処遇改善加算（令和8年6月から算定）
厚生労働大臣が定める基準に適合する場合、算定した単位数の2.1%に相当する単位数を所定単位数に加算する。

* 料金については、法律の改定により変更されますのでご了承ください。

（2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で以下の場合、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

本センターから、片道30キロメートル以上 500円

（3）解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

（4）その他

要介護認定申請代行費	無	料
記録の複写費	無	料

5. サービスご利用にあたって

- ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。
- ②利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようお願いいたします。

6. 当センターの居宅介護支援の特徴等

（1）運営の方針

基本理念

「一人ひとりを大切にした質の高い介護サービスの提供」

- ①利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提

供されるよう配慮して行います。

- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
- ⑤利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。
- ⑥前5項の他「旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年6月28日付 旭市条例第23号）」等の関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

7. 非常災害対策

- ①感染症や災害に備え、法人内に委員会を設置し、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。
- ②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 個人情報の保護及び守秘義務に関する対策

- ①利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適

切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

②事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ契約書等文書により得るものとする。

③事業者及び業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 虐待の防止のための取り組みについて

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる通り必要な措置を講じています。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待防振ための従業者に対する研修の実施
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

当事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

12. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

13. ハラスメント対策

- ①当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②利用者が事業所の職員に対して行う、暴力、暴言、嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14. 苦情相談窓口

- ① 当法人相談・苦情担当

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

事業所名：やすらぎ園在宅介護支援センター（居宅介護支援事業所）

担当 : 宮崎 真理子(主任介護支援専門員・介護福祉士)
電話 : 0479-63-9011

② その他

当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 : 旭 市
担 当 : 高齢者福祉課 介護保険班
電 話 : 0479-62-5308

千葉県国民健康保険団体連合会
担当課 : 介護保険課
電話番号 : 043-254-7428
受付時間 : 午前9時～午後5時(土日、祝日を除く)

15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

16. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 旭福祉会
代表者役職・氏名	理事長 田 邊 信 行
所在地・電話番号	千葉県旭市イの3925番2 0479-63-9011

定款の目的に定められた事業

- 1 第一種社会福祉事業
 - (イ)特別養護老人ホーム経営
 - (ロ)軽費老人ホーム経営

- 2 第二種社会福祉事業
 - (イ)老人短期入所事業の経営

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

続 柄

利用者のご家族

住 所

氏 名

印

続 柄